○近畿地方整備局告示第百八十四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項の規定により、次の登録住宅性能評価機関の登録をしたので、同法第十条第一項の規定により、公示する。

平成二十四年九月二十一日　近畿地方整備局長　谷本　光司

(1) 登録年月日　平成二十四年九月三日

(2) 登録番号　近畿地方整備局長　27

(3) 登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　株式会社阪確サポート

(4) 住所　兵庫県尼崎市七松町２丁目１番５号

(5) 代表者の氏名　堀口　禮司

(6) 登録の区分　住宅の品質確保の促進等に関する法律第七条第二項第一号から第三号までに掲げる住宅に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第九条第一号及び第二号に定める区分

(7) 評価の業務を行う事務所の所在地　兵庫県尼崎市七松町２丁目１番５号

(8) 法第十三条の評価員の氏名　祝　邦臣、石川　良二、林　紳一郎、住谷　昭勝

(9) 役員の氏名　堀口　禮司、祝　邦臣、櫛田　能夫、東耕　勧治

(10) 評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名　祝　邦臣

(11) 評価の業務を行う区域　滋賀県、京都府、大阪府及び兵庫県の全域

○中国地方整備局告示第百十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年九月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月二十一日　中国地方整備局長　戸田　和彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号

(三) 道路の区域

区間	後前別変更	敷地の幅員	延長	備考
八大出雲 番田雲市 一市市 ま久多 で手岐 町町 刺多 鹿岐 字一 松七番一 ノ前一か 七ら 六ら	後前	B A 一一一〇・一七 〇〇・一七 四九七〇四 一一一〇四 二・二二メートル 二一二一 六・六キロメートル 八・〇九八 四九八 五八	一一一〇・一七 〇〇・一七 四九七〇四 一一一〇四 二・二二メートル 二一二一 六・六キロメートル 八・〇九八 四九八 五八	関上記 係図A 及面び にB は、 示す 。

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局福山河川国道事務所

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第４６２号

熊本市西区蓮台寺４丁目２番56号　レオパレス白坪407号

債務者　梅田　　実

1　決定年月日時　平成24年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　守田　英昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月１日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１４９号

群馬県館林市苗木町1751番地

債務者　阿部　忠史

1　決定年月日時　平成24年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　茂木　一博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月13日午後３時45分
5　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第１４８３号

住居所秘匿、連絡先横浜市中区相生町１丁目３番地モアグランド関内ビル５階　横浜あかり法律事務所

債務者　澁澤　直子（旧姓尾本）

1　決定年月日時　平成24年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺澤　恵美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月６日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７４１号

広島市西区鈴が峰町17番７―301号

債務者　佐々木圭介

1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　沖野　智彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月４日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５号

長崎県南松浦郡新上五島町若松郷856番地第２

債務者　下原　信一

1　決定年月日時　平成24年９月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古坂　良文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月７日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２４年（フ）第１６号

長崎県南松浦郡新上五島町若松郷856番地第２

債務者　下原不二夫

1　決定年月日時　平成24年９月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古坂　良文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月７日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２４年（フ）第３２７号

熊本県合志市須屋1307番地４

債務者　伊藤　博之

1　決定年月日時　平成24年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸住　朋枝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月６日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係